

## 情報公開法に関する意見

標記の件につき、一般市民の立場から意見を述べさせていただきます。

### 1、文書目録の事前インターネット開示

開示請求の流れのうち、スタートは主に電話で自分の得たい情報があるかどうか、あればどのような方法（書式や件数等）で請求するかを相談することになりますが、この方法では、あらかじめ自分の得たい情報に関連する情報群がどのような分類や体系で存在しているかの全体像をあらかじめ把握できないため、極めて限定された部分（自分のイメージに狭い意味で合致する文書）の開示請求しかできません。

これを改善するには、あらかじめどのような文書があるのかの目録だけでもインターネットで公開しておくことにより、より幅広い開示請求を行うことができます。

### 2、開示文書の電子化促進

開示の方法が紙によるコピーしか無い場合、コピー代が大変にかかる場合があります。行政文書の電子化及び電子ファイルによる開示を促進してください。

### 3、重要な職責にある個人の氏名の開示

個人情報については、全ての個人情報を非開示にするのではなく、行政上重要な責務にある個人（例えば～審査委員、委員長等）の氏名については開示としてください。

### 4、原則開示の周知・徹底、不服申し立て手続きの簡略化

非開示条件が拡大解釈されて一方的に全部または一部の非開示がなされることがあります。開示すべきか非開示すべきかの境界線上にあるものは原則的に国民の側（開示請求側）の利益に沿って判断されるよう指導願います。

また不服申し立て手続きに時間がかかる等の問題も指摘されています。あまりに開示請求に労力がかかるようでは、実質的に仕事を持つ多くの一般国民の期待に応えることはできません。手続きの簡略化を望みます。